

委託契約書

一般財団法人ふくしま医療機器産業推進機構(以下「甲」という。)と_____ (以下「乙」という。)は、甲が管理する下記の業務に関し、次のとおり業務委託契約を締結する。

業務名 EMC試験機器校正業務
履行場所 ふくしま医療機器開発支援センター
福島県郡山市富田町字満水田27番8

(業務内容)

第1条 この契約による校正業務の範囲及び業務の内容は、ふくしま医療機器開発支援センターEMC試験機器校正業務仕様書によるものとする。

(契約期間)

第2条 この契約の履行期間は、2025年5月12日から2025年5月31日までとする。

(契約金額)

第3条 甲が乙に支払う業務委託料は、_____円(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 _____円)とする。

2 前項の「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、業務委託料に110分の10を乗じて得た額である。なお、この契約締結後、消費税法及び地方税法の改正等によって消費税及び地方消費税の額に変動が生じた場合は、業務委託料に相当額を加減して支払う。

(誠実履行の原則)

第4条 乙が業務を履行するに際し甲の指示に従うのはもちろん、甲も乙と協力し互いに信義に従い、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(履行の確認及び補正)

第5条 乙は、業務を完了したときは、業務完了報告書により甲に報告し、確認を受けなければならない。

2 前項の確認の結果、乙の業務内容が著しく適性を欠く場合は、甲は乙に対し速やかに業務内容の補正を命ずるものとする。

(契約保証金)

第6条 契約保証金は契約金額の100分の5以上の契約保証金を納めなければならない。ただし、乙が、保険会社との間に甲を被保険者とする履行保証契約を結んだとき、その他その必要がないと認める場合においては、その全部又は一部を免除する。

(契約金額の支払)

第7条 乙は、業務履行完了後、請求書を甲に提出し、甲は受理日の月末締め翌月末までに、乙の指定銀行口座に支払うものとする。

(有償延期及び遅延利息)

第8条 乙の責めに帰すべき事由により、期限内に業務完了の見込みがないときは、乙は、その事由を付した書面をもって、甲に履行期限の延長を申し出なければならない。

2 前項の場合において、期限後相当の期日内に業務が完了する見込みがあるときは、甲は、乙から遅延利息を徴収する事を条件として履行期限を延長することができる。

3 甲は、前項の規定により履行期限を延長することを認めるときは、その旨を乙に通知するとともに当該履行期限の延長に関する契約を乙との間に結ぶものとし、乙は、これに応ずるものとする。

4 第2項の遅延利息は、遅延期間の日数に応じ業務未履行相当額に年3.0%の割合で計算した額(当該額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる)とする。

5 前項の場合において、検査確認に要した日数は、遅延日数に参入しない。

(労働法上の責任)

第9条 乙は、乙の作業員に対する雇用者及び使用者として、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、職業安定法その他従業員に対する法令上のすべての責任を負うものとする。

2 乙は甲に対し、この契約の履行に従事する乙の従業員に関し、安全又は衛生上の危険又は有害のおそれが発見されたときは、その旨直ちに申し出るものとし、甲は乙の申し出に応じてすみやかに措置をとり、又は乙が措置することを認めるものとする。

3 前項の場合、乙はその安全が確認されるまで、甲に対し契約の履行を拒否することができるものとする。

(守秘義務)

第10条 乙は、委託業務上知り得た秘密を、他人に漏らしてはならない。

2 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(損害賠償の責任)

第11条 この契約の履行中、乙又は乙の従業員の責に帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えた場合、これらの損害について、乙は法律上の賠償責任を負うものとする。

(契約金額の変更)

第12条 この契約期間中において、経済状態の変動等によって労働賃金、材料価格、租税その他に著しい変動があり、契約金額が不適当と認められる場合、乙は甲に対して契約金額の変更を求めることができるものとする。

(契約の解除)

第13条 甲又は乙が、やむを得ない理由により契約期間中に、この契約を解除しようとするときは、1か月前までに書面を以ってその旨を相手方に通知し、甲乙協議するものとする。この場合、契約の解除により相手方が被る損害については、賠償するものとする。

2 前項の定めに加え、甲又は乙に契約解除に相当する重大な契約違反があり、契約の履行に支障をきたすおそれのある場合は、直ちに相手方に通知して、この契約を解除することができるものとする。

3 乙が次のいずれかに該当するとき。

(1) 役員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認め

られるとき。

- (2) 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団、又は暴力団員)が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (5) 役員が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 4 甲は、前項の規定により契約を解除したときは、乙に対して契約金額の10分の1に相当する金額を違約金として請求することができる。

(談合その他不正行為による解除)

第14条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条第1項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第7条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。
- (2) 乙の役員又はその従業員が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は第198条の規定に該当し、刑が確定したとき。

(補則)

第15条 この契約に定めのない事項及びこの契約の定めに関する疑義については、必要に応じ甲乙協議して定める。

(紛争の解決方法)

第16条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

2025年 5月__日

甲 福島県郡山市富田町字満水田27番8
一般財団法人ふくしま医療機器産業推進機構
理事長 菊地 眞

乙 _____

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、この契約による業務(以下「業務」という。)を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 受注者は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 受注者は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、業務を行うために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還等)

第7 受注者は、業務を行うために発注者から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、この限りでない。

(事故発生時における報告)

第8 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(調査等)

第9 発注者は、受注者が業務に関し取り扱う個人情報の管理状況等について、実地に調査し、又は受注者に対して必要な報告を求めることができる。

(指示)

第10 発注者は、受注者が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(損害賠償)

第11 受注者又は受注者の従事者(受注者の再委託先及び受注者の再委託先の従事者を含む。)の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、受注者はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、発注者が受注者に代わって第三者の損害を賠償した場合には、受注者は遅滞なく発注者の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第12 業務に関する個人情報について、受注者による取扱いが著しく不適切であると発注者が認めたときは、発注者はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は 契約書本文の定めるところによる。